

北の恵み 食べマルシヨップ 実施要領

1 趣旨・目的

北の恵み 食べマルシェ2019の開催に当たり、市内中心部の各店舗及び旭山動物園と協力し、食べマルシェの波及効果による新規顧客の獲得などを通じて中心市街地並びに旭川市の活性化を図るとともに、食べマルシェの開催機運をより一層高める。

2 事業内容

(1) 参加店の認定

事業の趣旨・目的に賛同し、かつ次の要件を満たす店舗を「北の恵み 食べマルシヨップ」として認定し、参加店証を交付する。

【認定の要件】

ア 実施期間中に、店頭に参加店証・食べマルシヨップPRポスターを掲示すること。

イ 実施期間中に、食べマルシェ会場で利用できる「北の恵み 食べマルシェお楽しみチケット」を自店において取り扱うこと。

ウ 次のいずれかに該当すること（別途実行委員会が指定する場合を除く）

(ア) 店舗所在地

旭川市宮下通～9条通7・8丁目、七条緑道、常盤通1～3丁目、JR旭川駅構内、3・6街

(イ) 所属団体

旭川平和通商店街振興組合、三和・緑道商店会、旭川観光社交組合、緑橋ビル商店街振興組合
旭川ロータリー商店会、中央市場組合、6条通会

エ その他、実行委員会から指示があった場合に適正に対処できること。

(2) 参加店による取組み

参加店は、実施期間中に特別なサービスの提供について積極的に取り組む。

【例として】

ア 「食べマルシェ定食」など、北北海道の地場産品を使用した特別な料理や商品等の提供

イ 食後のコーヒー1杯サービス、大盛り50円引きなど、料理や商品等のサービスや割引

(3) 北の恵み 食べマルシェ実行委員会による取組み

実行委員会は、実施期間中に次の事項に取り組む。

ア 食べマルシェガイドマップ、ウェブサイト及び北海道新聞掲載広告への参加店名の掲載

イ 食べマルシヨップPRポスター等の作成、周知

3 取組期間

令和元年8月13日（火）から10月15日（火）まで

4 募集期間

令和元年6月7日（金）から6月21日（金）まで

5 手続等

(1) 募集方法

対象店舗に対し、各商店街振興組合、関係事業組合・団体等を通じて周知するほか、新聞等への募集広告掲載、報道依頼等を行う。

(2) 申込方法

参加希望店舗は、申込書に必要事項を記入のうえ、持参、郵送、FAX又は電子メールにより実行委員会宛てに提出する。

(3) 受付方法

実行委員会事務局は、当該申込書を受け付けし、「北の恵み 食べマルシヨップ」として認定する。

6 その他

「北の恵み 食べマルシェお楽しみチケット」については、釣り銭が出ないチケットとする。